

本人確認情報を活用できる事務

別表第1（改正住民基本台帳法第30条の7関係）

提供を受ける 国の機関又は法人	事 務
総務省	恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
総務省	執行官法（昭和41年法律第111号）附則第13条の規定による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
総務省	国会議員互助年金法（昭和33年法律第70号）による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
地方公務員共済組合	介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第134条第1項の通知若しくは第137条第5項若しくは第138条第3項（これらの規定を同法第140条第3項において準用する場合を含む。）の通知又は同法第137条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）の特別徴収に係る保険料額の徴収若しくは納入金の納入に関する事務であって総務省令で定めるもの
地方公務員共済組合連合会	介護保険法による同法第134条第3項（同法第137条第6項及び138条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第136条第6項（同法第138条第2項、第140条第3項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）の通知の経由又は同法第137条第2項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）の特別徴収に係る納入金の納入の経由に関する事務であって総務省令で定めるもの
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
総務省	電波法（昭和25年法律第131号）による無線局の免許に関する事務であって総務省令で定めるもの
消防法（昭和23年法律第186号）第13条の7第2項に規定する指定試験機関	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
消防法第17条の11第3項に規定する指定試験機関	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
消防団員等公務災害補	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団

償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）第2条第3項に規定する指定法人	員等福祉事業の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
国家公務員共済組合連合会	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
文部科学省又は技術士法（昭和58年法律第25号）第11条第1項に規定する指定試験機関	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
文部科学省又は技術士法第40条第1項に規定する指定登録機関	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの
厚生労働省	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による同法第12条第1項、第14条又は第61条第1項の免許に関する事務であって総務省令で定めるもの
厚生労働省又は労働安全衛生法第75条の2第1項に規定する指定試験機関	労働安全衛生法による同法第75条第2項に規定する免許試験の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
厚生労働省又は作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第32条の2第2項に規定する指定登録機関	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの
厚生労働省	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による業務災害に関する保険給付若しくは通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福祉事業の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
厚生労働省	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和52年法律第34号）による同法第7条の労働基準監督署長の確認に関する事務であって総務省令で定めるもの
厚生労働省	雇用対策法（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
厚生労働省	雇用保険法（昭和49年法律第116号）による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの

	もの
厚生労働省又は雇用・能力開発機構	雇用保険法による同法第62条の雇用安定事業、同法第63条の能力開発事業又は同法第64条の雇用福祉事業の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
厚生労働省	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定の合格証書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
農林漁業団体共済組合	農林漁業団体共済組合法（昭和33年法律第99号）による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省	建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省又は建設業法第27条の2第1項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省又は建設業法第27条の19第1項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省	浄化槽法（昭和58年法律第43号）による浄化槽設備士免状の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による宅地建物取引業の免許に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省	旅行業法（昭和27年法律第239号）による旅行業の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省又は旅行業法第22条の2第2項に規定する旅行業協会	旅行業法による旅行業務取扱主任者試験の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省又は地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成4年法律第88号）第12条第1項に規定する指定登録機関	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律による地域伝統芸能等通訳案内業の認定の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省又は国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第19条第1項に規定する指定登録機関	国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許

	に関する事務であって総務省令で定めるもの
国土交通省	航空法（昭和27年法律第231号）による航空機の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの
気象庁	気象業務法（昭和27年法律第165号）による気象予報士の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの
人事院若しくは国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第3条第1項に規定する実施機関又は防衛庁	国家公務員災害補償法（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの

別表第2（改正住民基本台帳法第30条の7関係）

提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務
市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第44条第2項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
選挙管理委員会	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の公職選挙法第49条の規定による投票を行わせることに関する事務であって総務省令で定めるもの
市町村長	消防組織法（昭和22年法律第226号）による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第3項の政令で定める市（特別区を含む。）の長	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であって総務省令で定めるもの

別表第3（改正後の住民基本台帳法第30条の7関係）

提供を受ける他の都道府県の執行機関	事 務
都道府県知事	恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
都道府県知事	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
都道府県知事	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第64条第2項の政令で定めるものに限る。）の実施に関

	する事務であって総務省令で定めるもの
都道府県知事	建設業法による建設業の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの
都道府県知事	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの
都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの
都道府県知事	旅行業法第24条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であって総務省令で定めるもの
都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であって総務省令で定めるもの

別表第4（改正住民基本台帳法第30条の7関係）

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事 務
市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第44条第2項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
市町村長	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市（特別区を含む。）の長	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であって総務省令で定めるもの

別表第5（改正住民基本台帳法第30条の7関係）

都道府県における本人確認情報の利用

- 一 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 二 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 三 旅券法（昭和26年法律第267号）による一般旅券の渡航先の追加、一般旅券の記載事項の訂正又は一般旅券の査証欄の増補に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 四 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技

能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第64条第2項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの

五 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの

六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの

七 建設業法による建設業の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの

八 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの

九 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの

十 旅行業法第24条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であって総務省令で定めるもの

十一 通訳案内業法（昭和24年法律第210号）による通訳案内業の免許に関する事務であって総務省令で定めるもの

十二 建築士法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築士の住所等の届出の経由又は建築士事務所の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの

十三 公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であって総務省令で定めるもの